

国民健康保険だより

▶問合せ 国保医療課 国保年金係（☎95-0123）

国民健康保険は「知立市」を、後期高齢者医療は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険税（料）により運営する医療制度です。

○高額療養費制度の改正

1. 70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者の高額療養費制度の改正について（平成30年8月診療分から）

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について若い世代や同じ高齢者の中での公平を図るため、高齢者の人にも、所得に応じてご負担をお願いすることとなりました。そのため、自己負担限度額が平成29年8月（実施済み）と平成30年8月と2回に分けて変更されます。

自己負担限度額（月額）

【平成29年8月から平成30年7月まで】

区分	対象者	外来のみの限度額(個人単位)	外来＋入院の限度額(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 ^{※3} が145万円以上	57,600円	80,100円＋(医療費－267,000円)×1％ 多数回該当 ^{※1} 44,400円
一般	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の人	14,000円 (8月～翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 多数回該当 ^{※1} 44,400円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯(所得 ^{※2} が0円の人)	8,000円	15,000円

【平成30年8月から】

区分	対象者	外来のみの限度額(個人単位)	外来＋入院の限度額(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 ^{※3} が690万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1％ 多数回該当 ^{※1} 140,100円	
	課税所得 ^{※3} が380万円以上	167,400円＋(医療費－558,000円)×1％ 多数回該当 ^{※1} 93,000円	
	課税所得 ^{※3} が145万円以上	80,100円＋(医療費－267,000円)×1％ 多数回該当 ^{※1} 44,400円	
一般	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の人	18,000円 (8月～翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 多数回該当 ^{※1} 44,400円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯(所得 ^{※2} が0円の人)	8,000円	15,000円

※1 多数回該当とは、高額な治療を継続して受ける場合に、本人負担を軽減するために適用される限度額で過去12か月以内のうち高額療養費の支給（現物支給も含む）が3回以上ある場合、4回目から多数回該当の限度額が適用されます。

※2 所得とは、収入から必要経費等を控除した金額です。年金の必要経費は80万円として計算されます。

※3 課税所得とは、加入者の住民税課税標準額です。

2. 70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者の高額医療・高額介護合算制度の改正について（平成30年8月診療分から）

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費と介護費を合算して一定の限度額を超えたときには、その超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度について自己負担限度額の変更が行われます。

自己負担限度額（年額／8月～翌年7月）

【平成30年7月まで】

区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円 ^{※4}

【平成30年8月から】

区分	限度額
課税所得 ^{※3} 690万円以上	212万円
課税所得 ^{※3} 380万円以上	141万円
課税所得 ^{※3} 145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円 ^{※4}

※3 課税所得とは、加入者の住民税課税標準額です。

※4 介護保険の受給者が世帯に複数いる場合は31万円

3. 65歳以上の人が療養病床に入院したときの居住費の改正について（平成30年4月から）

65歳以上の人が療養病床に入院したときは食費と居住費として定められた標準負担額を自己負担しますが、このうち居住費について平成29年10月（実施済み）と平成30年4月の2回に分けて変更されます。

【平成29年10月から平成30年3月まで】

区分	限度額
医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の人）	370円／日
医療区分Ⅱ・Ⅲ	200円／日
難病患者	0円／日

【平成30年4月から】

区分	限度額
医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の人）	370円／日
医療区分Ⅱ・Ⅲ	370円／日
難病患者	0円／日

※医療区分は、疾患や処置内容により決まります。

4. 入院中の食事代の標準負担額の改正について（平成30年4月から）

入院中の食事代について、住民税課税世帯は1食当たり360円の標準負担額を自己負担していますが、平成30年4月から変更されます。

【平成30年3月まで】

1食あたり
360円

【平成30年4月から】

1食あたり
460円

※住民税非課税世帯は変更なく、現在の標準負担額が据え置かれます。

係（☎95-0123）
▼問合せ 国保医療課 国保年金係

◆国民健康保険(国保)の加入の届出は14日以内に行ってください！
失業や退職などにより、職場の健康保険を脱退したときや、他の市町村から転入したときなど、国保に加入する場合は、資格取得日から14日以内に国保の加入の届出をしなければなりません。
◆国保の届出が遅れると、思わぬ経済的な負担を被ることがあります！
◆国保をやめるときも必ず届出を！
職場の健康保険に加入したなど、国保から他の健康保険に加入した場合も必ず届出してください。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。他の健康保険への加入後に国保の被保険者証を使うと医療機関等にかかる国保が負担した費用を請求させていただきます。
◆国保の納付には口座振替をご利用ください！
国民健康保険税は、収納率向上対策等の一環として、新規に加入された世帯(人)については、原則口座振替をお願いしています。そのため、国保加入の手続きをされる際には、預金通帳またはキャッシュカード(と銀行印をお持ちください)。
▼問合せ 国保医療課 国保年金係（☎95-0123）

	異動内容	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険を喪失した証明(社会保険喪失連絡票、雇用保険受給資格者証のいずれか一つ)
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、職場の健康保険証
	死亡したとき	印鑑、国保の保険証
その他の異動のとき	生活保護を受けるとき	印鑑、国保の保険証、保護開始通知書
	市内転居、氏名変更、世帯構成変更	印鑑、国保の保険証
	修学等で他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証、学生証または在学証明書
	施設入所等で他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証、在所または在園証明書
再交付	保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった保険証、本人確認できるもの

各手続きの際に、マイナンバーを書類に記入していただきます。※1 クレジットカード支払いの申込みについては、クレジットカード所有者本人・配偶者または2親等以内の同居の親族に限りま

国民健康保険の加入・喪失の手続きはお早めに！